

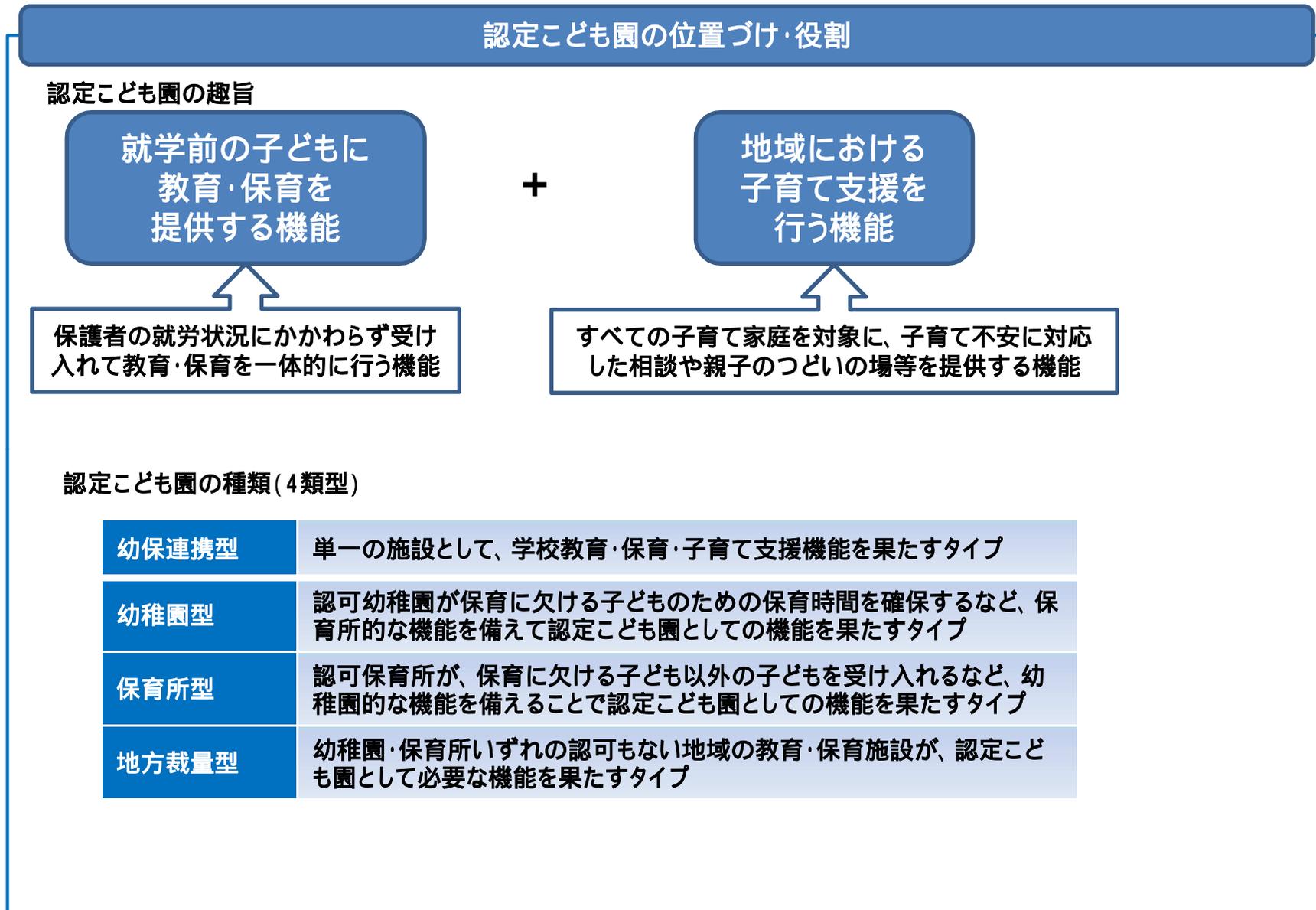
本市における認定こども園の 方向性について(案)

平成26年4月28日

大阪市こども・子育て支援会議

部会資料

1 認定こども園の概要



認定こども園制度の改革

(1) 認定こども園制度の意義

子どもにとって質の高い教育・保育や子育て支援を保障するため、地域の実情に応じて、教育・保育・子育て支援の機能が総合的に提供される仕組みを目指すうえで、認定こども園の取組は、その具体的な実践としての意義を有している。
(制度は平成18年10月から開始され5年間で2000件の認定を目指すこととしていた)



しかしながら、平成20年4月時点で229件と認定こども園の普及が進まなかった。



その背景には

(2) これまでの認定こども園に関する課題

- ・会計処理や認定手続等の事務手続が煩雑
(例) 幼保連携型・・・幼稚園部分認可 大阪府、保育所部分認可 大阪市、認定 大阪府
- ・省庁間や自治体間の連携が不十分 など

以上、今後の認定こども園制度の在り方について(認定こども園制度の在り方に関する検討会報告書、平成21年3月31日)より抜粋



(3) 認定こども園法の一部改正

- ・「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」を創設(新たな「幼保連携型認定こども園」)
- ・その他の認定こども園についても、新制度において施設型給付に一本化 など

幼稚園、保育所との違いについて

	幼稚園	保育所	新たな幼保連携型認定こども園
目的	義務教育・その後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長する。	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する。	小学校就学前の子どもを対象とする学校教育と乳幼児を対象とする児童福祉法の保育を提供する。
根拠法令	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法(改正後)
所轄官庁	文部科学省	厚生労働省	内閣府
認可権者 (大阪市内)	大阪府	大阪市	大阪市
設置主体	国、地方公共団体、学校法人	制限なし	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
対象児	満三歳～就学前幼児	乳児(0歳)、幼児(1歳～就学前)で保育に欠ける児童	・満三歳以上児 ・乳児(0歳)・幼児(1～2歳)で保育を必要とする子ども
保育・教育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園(国資料を抜粋)

現行制度

新制度

	現行の幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし 幼稚園・保育所からの移行は任意
認可等権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者:都道府県知事(又は教育委員会)
指導監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



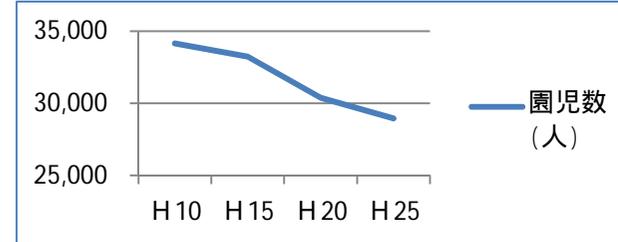
	新たな幼保連携型認定こども園
根拠法	認定こども園法
設置主体等	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則第6条の設置者について、経過措置あり) 幼稚園・保育所からの移行は任意
認可等権者	都道府県知事 大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
指導監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
財政措置	施設型給付(市町村)が基本
利用者負担	市町村が設定(応能負担) 一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

本市における幼稚園、認可保育所、認定こども園の状況

本市における幼稚園の状況(平成25年5月1日現在)

	公立	私立	合計
園数	59園	136園	195園
園児数	5,053人	23,910人	28,963人

本市における幼稚園児数の推移

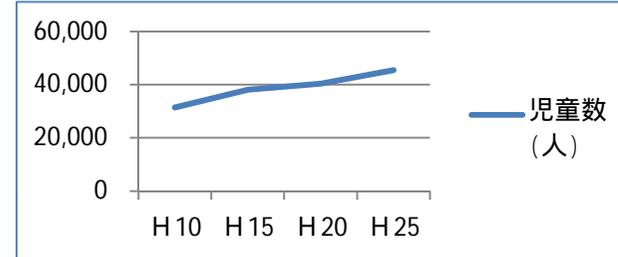


本市における保育所の状況(平成25年4月1日現在)

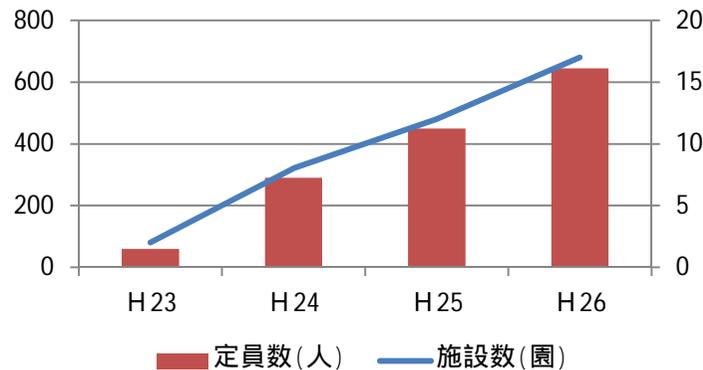
	公立	公設民営	民間	合計
か所数	76か所	48か所	271か所	395か所
児童数	7,519人	5,028人	32,950人	45,497人

他市委託(公立、民間)を含む

本市における保育所児童数の推移



本市における認定こども園の認定数及び定員の推移



	H23	H24	H25	H26
施設数 (園)	2	8	12	17
定員数 (人)	60	290	450	645

H25までは幼保連携型のみ、H26に幼稚園型3園参入

2 今後の方向性について

(1) 認定こども園に対する国の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)において、以下のように明記

- ・(市町村子ども・子育て支援事業計画に)幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。
- ・幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改革の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

国作成の「子ども・子育て関連3法について」では、「幼保連携型認定こども園の普及を促進する」と明記

(2) 本市の基本方針

喫緊の課題である待機児童対策、教育・保育の質の維持・向上、地域の子育て支援の充実について、引き続き重点的に取り組む必要がある。

認定こども園は、以下の特長が挙げられる。

- ・子どもが教育及び保育を一体的に受けられることに加え、仮に養育者の就労状況が変わったとしても、同一の施設に在籍することが可能であること
- ・在園児の養育者の就労状況等の変化だけでなく、今後当面の間見込まれる教育・保育に関する潜在ニーズの顕在化など、様々な教育・保育ニーズに対して、他の施設類型に比べて柔軟に対応することができ、本市の教育・保育施策を長期的・安定的に進めていくうえで効果的であること
- ・子育て支援機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実につながること

幼稚園の提供体制は充足されており、長期的な視点から、顕在化している保育ニーズに対応できるよう、認定こども園への移行について検討するという視点は重要である。

保育所については、長期的な視点から、潜在的な教育ニーズにも対応できるよう、認定こども園への移行について検討するという視点も重要である。



こうしたことを踏まえ、本市においても、認定こども園の普及を推進することを基本方針とする。

(3) 推進していくうえでの主な論点

論点1 普及を推進する類型と整備方針について

どのタイプの認定こども園を推進するのか
推進するための整備方針について

論点2 移行にかかる課題

待機児童の中心である低年齢児の受入促進等の対応について
3歳以上児の給食の提供方法(自園調理・外部搬入)について
認定こども園にかかる整備補助について

新制度移行に際して、認定こども園への移行等も含めて、いずれの方法がよいか等については、本市が指導するものではなく、あくまでも、本市や国等から示される情報等を参考に各施設・事業者での検討となる

【論点1】普及を推進する類型と施設の新設について

どの類型の認定こども園を推進するのか。

(検討にあたっての視点)

- ・ 平成22年度より認定こども園整備事業により「幼保連携型」の設置を進めている(本年7月開所予定含め15か所)
- ・ 既存の幼稚園、保育所の「幼保連携型」への移行には設備面で移行特例が設けられている
- ・ 移行特例が設けられているが、一部の保育所は園庭面積が不足するため、また社会福祉法人立以外の保育所も「幼保連携型」への移行はできない
- ・ 「幼保連携型」の認可を受けると、幼稚園認可、保育所認可はなくなる
- ・ 平成26年4月に、新たに3箇所の幼稚園が大阪府から「幼稚園型」の認定を受けている



上記を踏まえて、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の3類型の認定こども園を推進することとしてはどうか
なお、地方裁量型については、幼稚園、保育所いずれの基準も満たさないものであり、本市では推進はしない

推進するための整備方針について

(検討にあたっての視点)

- ・ 1号認定の定員は充足されている
- ・ 3号認定を中心に保育の定員枠は、今後も提供体制の確保が必要
- ・ 既存施設を有効活用すべきである

1号認定	3歳以上教育のみ
2号認定	3歳以上保育必要
3号認定	3歳未満保育必要



上記を踏まえて、既存施設からの移行を中心として認定こども園を推進することとしてはどうか。
なお、保育所からの移行については、地域の保育ニーズを見ながら、当面の間は保育の定員枠を維持していただくこととしてはどうか

【論点2】 移行にかかる課題

待機児童の中心である低年齢児の受入促進等の対応について

(検討にあたっての視点)

- ・ 待機児童数の推移は右表のとおり
- ・ 低年齢児の保育ニーズは、今後も高くなると見込まれており、提供体制の確保に努めていく必要がある
- ・ 家庭的保育事業者等(居宅訪問型事業を除く。)については、保育内容の支援や卒園後の受け入れ先として連携施設の確保が求められている

	待機児童数	
	全体	うち低年齢児 (0～2歳児)
平成23年4月	396	349
平成24年4月	664	574
平成25年4月	287	265



上記を踏まえて、認定こども園は、地域のニーズに応じて低年齢児の入所枠確保に努めることとし、施設の状況等により低年齢児の入所枠確保が困難な場合には連携施設となることを求めていくこととしてはどうか

3歳以上児の給食の提供方法(自園調理・外部搬入)について

(大阪市の現状)

- ・ 認可保育所において給食の外部搬入を不可とする明文はないが、事業者に対して自園調理を指導しており、外部搬入を実施している認可保育所は現時点で存在しない(規定上は外部搬入が認められている)
- ・ 私立幼稚園については全園で給食を実施しているが、その提供方法は自園調理約20%、外部搬入約80%となっている

(検討にあたっての視点)

- ・ 園児に対するアレルギー対応、食の安全確保等の観点が必要である
- ・ 認可等の権限が、幼保連携型は大阪市の認可、幼稚園型・保育所型は大阪府に認定の権限があり、市の独自性を発揮することは困難である
- ・ 調理室設置を認可要件とすると、幼稚園から認定こども園への移行のハードルが高くなり移行が進まないことが予想される
- ・ 新制度では、施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための情報の報告及び公表がなされるが、「給食の実施状況(アレルギー対応を含む)」は情報公表の項目とされている



上記を踏まえて、給食の外部搬入については給食提供の実施状況調査などを行い提供方法や情報開示のあり方について検討すべきではないか

認定こども園にかかる整備補助について

(認定こども園整備補助事業)

- ・ 予算の推移 右表
- ・ 0～2歳の保育所を整備することにより、待機児童解消の取り組みと認定こども園の推進を図る
- ・ 認可幼稚園を運営する学校法人を対象とした補助事業

年度	箇所数	予算(千円)
22	2	71,900
23	10	730,592
24	5	345,133
25	4	253,844
26	5	395,220

(検討にあたっての視点)

- ・ 今後も保育入所枠の確保策は低年齢児枠中心となり、0～2歳の保育所等整備は必要と見込まれる
- ・ 26年度から実施する小規模保育事業は、幼稚園経営者も事業者となりえる
- ・ 認定こども園に付属する小規模保育事業を実施すれば、低年齢児から一貫した教育・保育の提供が可能となる



上記を踏まえて、認定こども園整備補助事業、小規模保育事業の活用など、待機児童解消施策の補助事業等により進めていくこととしてはどうか